

綾漁業協同組合 内共第 14 号第五種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、綾漁業協同組合(以下「組合」という。)他 11 組合の有する内共第 14 号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ、やまめ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 漁場における各漁業協同組合の管理区域は、別表 1 に定めるとおりとする。

3 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、かせ針、あゆ引きかけ、ころがしによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

4 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、かせ針、あゆ引きかけ、ころがしによる遊漁の場合には第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

5 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限等)

第 3 条 別表 2 のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄に掲げる規模又は統数の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければならない。

2 リール及びルアーを使用してあゆの遊漁をしてはならない。

3 以下の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

区域	漁具・漁法
須木村漁協、倉岡木脇漁協、大淀川第一漁協及び宮崎内水面漁協の管理区域	うなぎ筒罟
高崎大淀川漁協及び三股町淡水漁協の管理区域	投網、刺網、寄網、船打投網
都城淡水漁協の管理区域	船打投網
綾漁協の管理区域のうち綾北川小田爪橋から上流綾吊り橋までの区域	投網、陸打投網、船打投網、刺網、寄網
綾漁協の管理区域	引かけ、ころがし、かなつき
宮崎内水面漁協の管理区域	かご

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
1. 梶山橋(北諸県郡三股町、支流沖水川架設)から上流 200m及び下流 200mまでの水面	1 月 1 日～12 月 31 日
2. 天神ダム(宮崎市・都城市)の次の範囲 (宮崎市田野町側) 宮崎市田野町大字天神河内から田野町大字餅ヶ瀬田尾に至る範囲 (都城市山之口町側) 都城市山之口町大字天神川原から山之口町大字無頭子に至る範囲	1 月 1 日～12 月 31 日
3. 国道 10 号花見橋(宮崎市高岡町)から下流 1,000mまでの水面	10 月 1 日～12 月 15 日
4. 広沢ダム(東諸県郡綾町)から上流 3,000mまでの水面	1 月 1 日～12 月 31 日

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	2 5 c m
や ま め	1 5 c m
こ い	1 0 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下、肢体不自由者又は75歳以上のときは、表(3)のとおりとする。

表(1) 手釣、竿釣、かせ針、あゆ引かけ、ころがしによる遊漁の場合

魚 種	漁具 ・ 漁法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
あ ゆ	手釣・竿釣(穴釣、爆弾釣、リール、ルアーを含む。)かせ針あゆ引かけころがし	1,000円	3,500円
う な ぎ			
こ い			
ふ な			
う ぐ い			
や ま め			
おいかわ			

表（２） その他の場合

魚 種	漁具 ・ 漁法	遊 漁 料	
		1 日	1年
あ ゆ	刺 網	1,500円	10,000円
	投網（船打を除く）	1,500円	5,000円
う な ぎ	か な つ き	2,000円	5,000円
	縄 延	2,000円	5,000円
	筒 筧	2,000円	5,000円
こ い	刺 網	1,500円	5,500円
	投網（船打を除く）	1,500円	5,000円
	船 打 投 網	1,500円	5,000円
	か な つ き	2,000円	5,000円
	寄 網	2,500円	7,000円
	か ご	1,500円	5,000円
ふ な	刺 網	1,500円	5,500円
	投網（船打を除く）	1,500円	5,000円
	船 打 投 網	1,500円	5,000円
	か な つ き	2,000円	5,000円
	寄 網	2,500円	7,000円
	か ご	1,500円	5,000円
う ぐ い	刺 網	1,500円	5,500円
	投網（船打を除く）	1,500円	5,000円
	船 打 投 網	1,500円	5,000円
おいかわ	刺 網	1,500円	5,500円
	投網（船打を除く）	1,500円	5,000円
もくずがに	か ご	1,500円	5,000円

表（３） 遊漁者が中学生以下、肢体不自由者、75 歳以上の場合

遊漁者	遊漁料	
	1 日	1 年
中学生以下	無 料	無 料
肢体不自由者 及び 75 歳以上	（１） の場合 500 円	（１） の場合 2,000 円
	（２） の場合、 其々の半額	（２） の場合、其々の半額

- 2 遊漁料は、組合事務所又は組合が指定する場所において納付しなければならない。ただし、手釣り、竿釣り、かせ針又はあゆ引かけによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は令和5年9月1日から施行する。
ただし、遊漁料の額については、令和6年4月1日から適用し、それまでは従前の例による。
- 2 この規則の施行前に内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。